

参考資料：上位・関連計画における子ども・子育て関連施策等の
位置づけ

- 第四次宜野湾市総合計画 前期基本計画
- 宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- 宜野湾市教育振興基本計画
- 第4次宜野湾市障がい者基本計画
- 宜野湾市子ども未来応援計画
- 第三次宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画

参考：上位・関連計画における子ども・子育て関連施策等の位置づけ

第四次宜野湾市総合計画 前期基本計画

【将来都市像】

人がつながる 未来へつなげる ねたてのまち宜野湾
～活気にあふれ、豊かで住みよいまちを目指して～

【重点プロジェクト】

2つの重点プロジェクトのうち、子ども・子育てに関するプロジェクトが位置付けられています。

○子ども成長支援プロジェクト

本市の特性である充実した子育て・教育環境を活かし、今後さらなる推進を図るため、子ども成長支援プロジェクトを展開します。

具体的には、子どもの成長段階に応じた重点的な取り組みを地域・市内各種団体等と連携して行い、未来を担う子どもたちが、心身共に健やかに育つことができるまちづくりを進めます。

子ども成長支援プロジェクトの取り組み一覧

施策名	重点的な取り組み
2-(2)-① 安心できる子育て環境の充実	待機児童解消に向けた多面的方策の実施
	多様な子育てサービスの充実
	子育て支援ネットワークづくり
2-(2)-③ ひとり親家庭への自立支援の推進	子育て、生活支援の拡充
2-(3)-① 児童虐待等の予防と対応	ハイリスク世帯の発見及び対応の充実
2-(4)-① 相談支援・連携体制の構築	障害者差別解消法の取り組み
2-(6)-② 子どもの育ちの保障と充実	子どもの居場所づくりの推進
	子ども支援対策計画策定
2-(7)-④ 母子保健活動の推進	健診の充実
3-(1)-① 確かな学力の向上	幼児教育の充実
	わかる授業の構築
	外国語教育を含めた国際理解教育の充実
	キャリア形成教育の推進

3-(1)-② 豊かな心・健やかな体の育成	教育相談・支援体制の推進
3-(2)-① 地域と連携した教育活動の充実	子どもの居場所づくりの推進
3-(2)-③ 教育環境の充実	学校のICT化の推進
	学校等施設・設備の充実
3-(3)-② 郷土を学びつなぐ環境の充実	市史を活用した郷土学習の推進
4-(5)-② 人材育成の推進	未来の働き手の育成
5-(3)-① 環境思想の普及・啓発	学校での環境教育の充実

宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略

本計画は、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、住民が安心して生活を営める地域社会の形成を目的として策定されて計画です。

本計画では、「基本目標① 魅力ある人材と産業を育成し安定した雇用を創出する」「基本目標② 観光・コンベンションで多様な人との出会いと交流を促進する」「**基本目標③ 市民の希望実現に向けて安心して結婚・出産・子育てができる環境を整える**」「基本目標④ 市民が健康で安心して住み続けられる、時代に合った都市をつくる」の4つの基本目標が設定されており、その中で、子ども・子育て関連としては、基本目標③が位置付けられています。

基本目標③ 市民の希望実現に向け安心して結婚・出産・子育てができる環境を整える

(H31 数値目標)待機児童数:0 人

基本的方向① 教育・保育や子育て支援の質の向上と安定的な供給

【具体的施策】

- ・乳幼児期の保育・教育の充実
 - ・多彩な子育て支援サービスの充実
 - ・地域と連携した子どもの居場所づくり
 - ・教育環境の充実等による学力向上の推進及び支援体制の充実
- (KPI)
- ・待機児童数:0 人
 - ・ファミリーサポートセンターにおける保育サポーター数:177 人
 - ・一時預かり保育実施箇所数:6 か所
 - ・放課後児童クラブ実施数:38 か所
 - ・放課後子ども教室実施数:9 か所
 - ・全国学力学習状況調査における全国平均との差:小学校 +3.0 ポイント、中学校 -3.0 ポイント
 - ・児童英検正答率:小学校 5 年生 88 点以上、小学校 6 年生 82 点以上
 - ・支援が必要な児童・生徒(不登校児)への支援率:100%

基本的方向② 健やかで切れ目のない子どもの成長支援

【具体的施策】

- ・親と子の健康の確保に向けた取組みの推進
 - ・障がい児・発達面で支援が必要な子等への支援の充実
- (KPI)
- ・予防接種率(おたふくかぜ):90%以上
 - ・3歳児健康診査受診率:85%以上
 - ・放課後等デイサービス利用人数:330 人
 - ・日中一時支援利用人数:66 人

基本的方向③ 子育てしやすい社会環境の整備

【具体的施策】

- ・児童虐待防止に向けた対策の推進
 - ・ひとり親家庭への自立支援
 - ・子どもの貧困対策の推進
- (KPI)
- ・児童福祉支援者研修会における参加者の意識・知識の向上:「参考になった」等とする参加者の割合を 90%以上
 - ・児童虐待防止講演会及び子育て支援講演会における参加者の意識・知識の向上:「参考になった」等とする参加者の割合を 90%以上
 - ・高等職業訓練促進給付金を取得した者に占める就業者の割合:90%以上
 - ・子どもの貧困対策支援員の配置:4 名以上
 - ・子どもの居場所づくり:2 か所以上

宜野湾市教育振興基本計画

1. 計画の基本理念

「基本理念」は、平成28年度から平成32年度までの5年間に推進する本市教育の基本的な考え方と目指すべき姿を示したものとして、

学び合い、未来を切り拓く人材の育成

国の第2期教育振興基本計画のコンセプトとして「今、我が国に求められているものは、自立・協働・創造に向けた一人一人の主体的な学びである」とされています。宜野湾市の教育においても、この「自立」「協働」「創造」を基軸とした教育施策を推進していきます。

2. 計画の基本目標

教育振興基本計画においては、以下の7つの基本目標が設定されています。

- 基本目標1：確かな学力の向上
- 基本目標2：豊かな心・健やかな体の育成
- 基本目標3：地域と連携した教育活動の充実
- 基本目標4：教職員の指導力の向上
- 基本目標5：教育環境の充実
- 基本目標6：生涯をとoshした学びの推進
- 基本目標7：郷土を学びつなぐ環境の充実

3. 施策体系

理念	基本方向	基本目標	基本施策	(頁)
学び合い、未来を切り拓く人材の育成	生きる力を育む “ひとづくり”	1. 確かな学力の向上	① 幼児教育の充実	25
			② わかる授業の構築	26
			③ 特別支援教育の充実	29
			④ 外国語教育を含めた国際理解教育の充実	30
			⑤ キャリア形成教育の推進	30
			⑥ 体験活動や読書活動の推進	33
		2. 豊かな心・健やかな体の育成	⑦ 人権教育の推進	35
			⑧ 道徳教育の推進	36
			⑨ 健やかな体づくりの推進	37
			⑩ 食育の推進	38
			⑪ 教育相談・支援体制の推進	39
	学校に関わる人たちが活動をとおりつながら “学校づくり”	3. 地域と連携した教育活動の充実	⑫ 学校支援地域本部を中核とした学校支援の推進	35
			⑬ 子どもの居場所づくりの推進	36
			⑭ 青少年支援ネットワークの構築	37
		4. 教職員の指導力の向上	⑮ 階層別教職員研修等の充実	45
			⑯ 大学と連携した校内研修の充実	46
			⑰ ICTを活用した授業力の向上	47
			⑱ 教員の教育研究活動の推進	48
		5. 教育環境の充実	⑲ 学校のICT化の推進	49
			⑳ 学校図書館機能の充実	50
			㉑ 学校等施設・設備の充実	52
			㉒ 子どもの安全・安心の確保	53
			㉓ 教職員の労働環境の充実	54
	地域が学びをとおりつながら “まちづくり”	6. 生涯をとおりした学びの充実	㉔ 中央公民館を拠点とした学習支援の推進	55
			㉕ 市民図書館を中心とした学習環境の充実と基盤整備	56
			㉖ 学習成果を地域活動につなぐ仕組みづくり	58
			㉗ 家庭教育支援の充実	59
			㉘ 芸術文化活動の推進	60
			㉙ スポーツ・レクリエーション活動の推進	62
			㉚ 地域活動団体への支援	63
			㉛ 地域を支える人材の育成と基盤整備	64
		7. 郷土を学びつながら環境の充実	㉜ 伝統文化、伝統芸能の継承・発展	65
			㉝ 文化財の保存整備等の推進	66
			㉞ 歴史を活かしたまちづくりの推進	66
			㉟ 博物館を拠点とした歴史・文化の保存活用の充実	67
			㊱ 文化関係団体等への活動支援と人材育成	68
			㊲ 郷土学習の推進	70
		基本方向を支える環境整備	㊳ 教育制度の改革と推進体制の強化	71

■子ども・子育て支援事業計画との整合を図る必要が高い項目

基本目標 1：確かな学力の向上

基本施策①：幼児教育の充実

【基本的考え方】

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、義務教育及びその後の学校教育全体の生活や学習基盤の育成につながることから、幼児教育と保育の充実を図ることは非常に大切です。全ての児童に良質な教育及び保育を提供し、生涯教育の基礎を確立するため、幼保一元化に向けた取組を推進します。

(学校教育法における幼児教育の対象は、満3歳から小学校就学前迄とされている)

【基本施策①における取り組み】

○保幼小の連携強化による切れ目のない支援に取り組みます。

- ・幼稚園と小学校の連携、幼稚園と保育所の連携体制を構築し、幼児期における学びの基礎力を育むとともに、小学校教育への円滑な接続が図られるよう支援していきます。
- ・幼稚園と保育所職員の合同研修の促進や、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有職員の人事交流を推進していきます。

○2年保育の拡充と3年保育の推進をしていきます。

- ・4～5歳児を対象とした2年保育は全園で実施しています。今後は4歳児学級に入園を希望する方が多い地域については学級増を実施していきます。
- ・対象を3歳児まで引き下げた3年保育（3～5歳児）について段階的に推進をしていきます。

○多様な子育て支援サービスの充実を図ります。

- ・保護者の就労や、やむを得ない事由により午後の保育が必要な園児に対し実施している預かり保育について保育時間延長や対象児の拡充等を検討していきます。
- ・未就園児の親子へ、幼稚園施設を開放し、子育ての情報交換や交流の場として施設を提供し、教育相談等、地域の子育て支援の充実を図ります。

◎成果指標（基本施策① 幼児教育の充実）

指標名 指標の説明	現状	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
預かり保育の 充実	・定員撤廃 ・4歳児の 短期預り 保育実施	・保育時間の延長 ・預かり保育の拡充（4～5歳児）				
3年保育の推進 （3～5歳児）	2年保育 （全園実施）				3年保育の推進	

第4次宜野湾市障がい者基本計画

1. 基本理念及び目指す姿

基本理念1：差別のない平等な社会作り

障がいのある人も無い人も同じ社会の一員として地域の中で安心して暮らし、自由に活動できるよう、差別のない平等なまちづくり・社会づくりをめざします。

基本理念2：自己選択・自己決定による自立の尊重

誰でも皆、生きがいを持ち、自分らしく生きることを望んでいます。障がい者自ら自立生活への道を切り開いてきた活動を通し、自立生活への期待・機運が着実に高まっています。障がいの有無にかかわらず、一人ひとりの自己選択・自己決定を尊重する社会をめざします。

基本理念3：人と人がつながるやさしい宜野湾市の実現

障がい者やその家族が地域でいきいきと暮らしていくためにも、支え合いの輪を広げ、一人ひとりを大切にする地域社会づくりに努めることが大切です。様々な地域人材・地域資源を活かした「地域の中での支え合いのしくみづくり（チェイシージーネットワークの構築）」を中心に、思いやりのある地域社会を実現します。

〈めざす姿〉

チェイシージーの心で支え合い、誰もが自分らしく、安心して暮らせるまち

【基本方針と基本施策】

大きく3つの基本施策に分けられており、子ども・子育て関連施策は、「2. 障がい者の自立支援に取り組むまち」となっています。

基本方針	基本施策
1. 全ての市民が暮らしやすい社会づくりを進めるまち	(1) 相談支援の充実 (2) 情報提供・意思疎通支援の充実 (3) 差別の解消及び権利擁護の推進 (4) 社会参加のための環境づくり推進 (5) 障がいの早期発見・早期支援の充実
2. 障がい者の自立支援に取り組むまち	(1) 療育・保育・教育支援の充実 (2) 生活支援の充実 (3) 就労及び自主活動支援の充実
3. チェイシージーの地域づくりを進めるまち	(1) 共生社会(インクルーシブ社会)づくりの推進 (2) 防災・消費者被害対策の推進

※次ページにおいて、基本方針2における基本施策等を整理しており、子ども・子育て関連の深い項目には「太字」で表示しています。

基本方針	2. 障がい者の自立支援に取り組むまち	
基本施策	個別施策	事業名
(1) 療育・保育・教育支援の充実	1) 療育・保育体制の充実	①健診事後教室の推進(3歳頃) ②3歳以上の教育の場の確保 ③療育連携体制の充実 ④親子教室の開催 ⑤新サポートノート「えいぶる」の活用促進 ⑥特別支援保育の充実 ⑦療育に関する保護者理解の促進 ⑧サービス未利用家庭への支援の推進 ⑨サービス支給決定の迅速化促進
	2) 特別支援教育の充実 (インクルーシブ教育システムの推進)	①幼稚園における特別支援教育の充実 ②教育支援の推進 ③学校における特別支援教育の充実 ④教育相談・進路相談・職場体験の充実 ⑤放課後子ども教室の推進 ⑥放課後児童クラブの推進 ⑦障がいへの理解を深める教育の推進 ⑧保育所等訪問支援の推進
(2) 生活支援の充実	1) 住まいの整備・確保等推進	①障がい者の入居に配慮した市営住宅の整備推進 ②住環境の改善に関する相談支援の充実 ③居住系サービスの整備推進 ④重度身体障害者住宅改造費助成事業の推進 ⑤住宅入居等支援事業の導入
	2) 障害福祉サービス等の充実	①訪問系サービスの充実 ②日中活動系サービスの充実 ③居宅系サービスの充実 ④地域移行・定着支援の推進 ⑤サービスの質的向上の促進 ⑥障害福祉サービス等の情報公表の推進－再掲 ⑦地域生活支援拠点等の整備検討
	3) 障がい児支援の充実	①障がい児支援の拡充 ②障害児通所支援の質の向上 ③児童発達支援の充実 ④主に重症心身障がい児を支援する通所支援事業所の確保推進 ⑤医療的ケア児支援の充実
	4) 生活安定のための支援の推進	①自立支援医療の推進 ②補装具費の支給推進 ③日常生活用具給付等事業の推進 ④手当の支給推進 ⑤重度障害者(児)医療費助成の推進 ⑥小児慢性特定疾病児日常生活用具給付の推進
	5) その他生活支援の推進	①地域活動支援センター事業の充実
		②日中一時支援事業の推進
		③一時預り(仮称)体制の構築
		④身体障害者福祉電話設置事業
(3) 就労及び自主活動支援の充実	1) 就労支援の推進	①一般就労移行支援の充実 ②就労継続支援の充実 ③障害者優先調達推進 ④検定講座の推進 ⑤市の障がい者法定雇用率の維持 ⑥就労に関する情報提供等の推進 ⑦一般雇用の促進
	2) 学習・余暇活動の推進 (自主活動の推進)	①スポーツ・レクリエーション活動の推進 ②学習・文化・芸術活動等の推進 ③図書館利用の推進 ④障がい者福祉団体の活動支援 ⑤行事等への参加促進 ⑥親子交流機会の創出支援

（１）基本理念

近年、我が国においては核家族化や地域社会の変容、価値観の多様化がみられる中、子ども達が身近な社会の中で多様な体験をする機会が失われてきているとともに、経済的な困窮・非困窮にかかわらず、社会的に孤立している世帯も多くなっていると言われてしています。

子ども達は、誰でも多様な個性や可能性を持っていますが、近年の子育てをめぐる社会的・経済的な環境変化を鑑みた場合、子ども達が本来有している潜在能力を十分に発揮する機会に格差が生じていることが懸念されています。

宜野湾市においては、経済的な困窮か否かにかかわらず、全ての子ども達が将来に向かって夢や希望を持ち、成長していくことができる地域社会を実現することを目指し、以下の基本理念を掲げます。

全ての子どもが生まれ育った環境に左右されず、
将来に向かって夢や希望を持って成長していける地域社会の実現をめざす

（２）基本目標

○基本目標１：子供や若者たちへの支援

子供や若者たちへの支援を行うため、基本的な生活習慣の確立と健全な心身の育成をはじめ、確かな学力と豊かな創造性の育成支援や、支援を要する青少年のための取り組みを図ります。

○基本目標２：保護者への支援

保護者への支援を行うため、子育ての不安・負担感の軽減に向けた支援をはじめ、生活基盤を支えるための支援を図るとともに、子育てと生計の維持を一人で担わなければならない状況にあるひとり親家庭への支援を図ります。

○基本目標３：推進体制の構築

子ども支援対策の各種取り組みを継続するため、推進基盤の充実を図ります。

※次ページでは、特に子ども・子育て支援事業と関連が深い「基本目標１」で位置付けられている施策を整理しています。

基本目標

基本目標 1. 子どもや若者達への支援

基本施策	施策の方向	具体施策
(1) 幼少期からの基本的生活習慣の確立と健全な心身の育成	1) 幼児教育・保育等の受け皿や保育内容等の充実	① 保育所等における子どもの健康状態・発達状況の把握 p.59
		② 保幼小連携の推進 p.60
		③ 待機児童解消に向けた保育の受け皿確保 p.60
		④ 延長保育や一時保育等の保育サービスの充実 p.60
		⑤ 保育所等への入所選考時の優先的取扱い等の実施【新規】 p.60
		⑥ 幼稚園における預かり保育・複数年保育の充実 p.60
		⑦ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実 p.61
		⑧ 保育所等訪問支援の利用促進による環境改善の支援 p.61
	2) 多様な体験の場・機会の提供支援	① 放課後子ども教室の継続実施 p.62
		② 地域キャリア教育支援事業の継続・発展 p.62
		③ 子どもの居場所運営支援事業の継続・拡充検討 p.63
		④ 拠点型こどもの居場所の設置検討【新規】 p.63
		⑤ 児童館・児童センターの充実 p.63
		⑥ 体験活動や読書活動等の推進 p.63
		⑦ 学校支援地域本部事業から地域学校協働本部への発展による地域・学校双方向による取り組みの推進 p.64
	3) 豊かな心とすこやかな体の育成	① 保育所等における食育の充実 p.64
		② 教育活動や学校給食による食育の推進 p.65
		③ 孤食・欠食をさせないための学校・家庭・地域の連携による取り組みの推進 p.65
		④ スクールカウンセラーを活用した心のケアの実施 p.65
		⑤ スポーツ等による健やかな体づくりや保健教育の充実 p.65
		⑥ 発達段階に応じた性教育の充実 p.65

(2) 確かな学力と豊かな創造性の育成支援

1) 学校を核としたプラットフォームの構築

① スクールソーシャルワーカーの配置・支援の強化	p.66
② 青少年サポートセンターとの情報共有による役割を明確にした相談支援	p.67
③ はごろもサポートネットワーク会議による関係機関同士の連携構築	p.67
④ コミュニティ・スクール（地域協働学校）の設置拡充	p.67
⑤ 学校支援地域本部事業から地域学校協働本部への発展による地域・学校双方向による取り組みの推進【再掲】	p.67
⑥ 放課後子ども教室の継続実施【再掲】	p.68
⑦ 青少年サポートセンターによる教育相談や寄り添い支援等の充実	p.68
⑧ 青少年サポートセンターへの子どもの居場所の設置【新規】	p.68

2) 自己肯定感・学力向上に資する取り組みの充実

① 学習支援員配置の継続	p.69
② 「ぎのわん授業スタンダード」による授業改善の推進	p.69
③ 支持的風土づくりのある学校経営等の推進	p.69
④ 大学生等を活用した学習支援事業の推進	p.69
⑤ ひとり親家庭に対する学習支援事業の推進	p.69
⑥ 子どもの学習支援事業（塾等の地域資源と連携した学習支援）のあり方検討	p.70
⑦ 子どもの居場所運営支援事業の継続・拡充検討【再掲】	p.70
⑧ 大学等との連携によるボランティアの活用	p.70
⑨ 宜野湾市育英会による奨学金等貸与制度についての情報提供及び利用促進	p.70

(3) 支援を要する青少年のための取り組み

1) 支援を要する若者等の発見

① こども支援員と地域・警察等との連携による若者対策の実施	p.71
② 定期的な巡回指導等の実施	p.71
③ 義務教育終了後の相談の継続	p.71

2) 若年者に対する学び直し・就労等支援

① 企業等との連携による就職体験の場・機会の拡充	p.72
② 進学・就職に向けた支援	p.72
③ 拠点型こどもの居場所の設置検討【再掲】	p.72
④ 就労準備支援事業（生活困窮者自立支援法）の活用等による就労支援・ひきこもり者への支援の実施	p.73

第三次宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画

【基本姿勢及び基本目標】

（１）自立支援の基本姿勢等

本計画は、様々な場面において支援を必要とするひとり親家庭等に対し、就業支援の更なる拡充と、きめ細かな福祉サービスの推進とに主眼を置いて、行政や当事者団体、地域等、多様な資源の活用を図る中で、各種支援策を総合的に整理した計画です。

（２）自立支援の基本目標

基本目標としては、以下の５つが設定されています。

- １）相談・情報提供体制の強化
- ２）子育て及び生活支援
- ３）就業に関する支援
- ４）自立に向けた経済支援
- ５）養育費の確保

■子ども・子育て関連が深い自立支援の基本目標２）子育て及び生活支援に関する取り組みは、以下のとおりです。

自立支援の基本目標２）子育て及び生活支援の取り組み内容

大項目	中項目	細目	重点
子育て及び生活支援	１）子育て支援の強化	①保育所への入所選考時の優先的取扱い等の実施	
		認可外保育施設利用料の負担軽減の実施	
		③ファミリー・サポート・センター事業の強化及び利用者負担軽減の実施	
		④地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業による子育て相談の強化	
		⑤放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進及び利用負担軽減の実施	★
		⑥児童センターの充実	
		⑦学習支援事業の実施	★
		⑧子どもの居場所づくりの実施及び子ども支援員の配置	
	２）生活の場の支援強化	①市営住宅入居者決定時における優先入居枠の確保	
		②民間賃貸住宅を活用した住居確保等支援	★
		③母子生活支援施設の設置	★
	３）日常生活支援の強化	①日常生活支援事業の利用促進	
		②ショートステイ・トワイライトステイの実施	★